

## 日本老年泌尿器科学会ロゴマークに関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、日本老年泌尿器科学会（以下「本学会」とする。）のロゴマークおよびロゴマークの使用について必要な事項を定めるものとする。

### (ロゴマーク)

第2条 本学会のロゴマークの形状および色彩は、日本老年泌尿器科学会ロゴマークデザインガイドのとおりとする。

### (使用に関する総括)

第3条 ロゴマークの使用に関しては、総務委員会委員長（以下「総務委員長」とする。）が総括し、理事会で報告する。

### (使用者の対象)

第4条 ロゴマークを使用することが出来る者は次のとおりとする。

- (1) 本学会会員
- (2) 本学会がロゴマークの使用を認めた団体等

### (使用範囲)

第5条 ロゴマークは営利目的に使用してはならず、使用範囲は次のとおりとする。

- (1) 本学会が発行する印刷物および運営する Web サイト
- (2) 本学会が作成する封筒、便せん等の文具類
- (3) 本学会の役員および職員の名刺
- (4) その他、総務委員長が許可したもの

### (使用方法)

第6条 ロゴマークの使用に際しては、別途、総務委員会にて定めた「日本老年泌尿器科学会ロゴマークデザインガイド」に従うこと。

### (使用許可申請および事務)

第7条 ロゴマークの著作権は本学会に帰属するため、無断で使用することは厳禁とする。

2 使用を希望する者は所定の申請書を事前に提出し、総務委員長の許可を得なければならない。

3 総務委員長は使用の可否を決定し、総務委員長名で申請者に可否を伝える。総務委員長が可否を決定し難いと判断した申請については総務委員会で審議を行い対応を決定する。総務委員会でも可否を決し難いと判断した申請については理事長と協議の上で対応を決定する。

4 第5条（1）、（2）および（3）に該当する場合は、前項の手続きは不要とする。

5 使用申請および許可に関する事務は、日本老年泌尿器科学会事務局代行担当が行う。

**(使用許可の取消し等)**

第8条 総務委員長は、ロゴマークの使用目的または使用方法等が不適當であると認めた場合や、許可を得た者以外の第三者が使用した場合は、使用許可を取り消し、または使用中止させることができる。

2 前項により使用許可を取り消し、または使用中止をさせたことによって損害が生じた場合でも、本学会はその責を負わない。

**附 則**

この規定は、令和5年5月26日から施行する。